

総務省行政相談センター

まぐみみ新潟

山形県沖を震源とする地震 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

山形県沖を震源とする地震（令和元年6月18日発生）で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新潟行政評価事務所では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

- 行政相談専用ダイヤル 0570-090110
（常設の行政相談専用電話、要通話料）
（注）受付時間：8時30分から17時まで。受付時間外は留守番電話対応
- 来所による相談受付：平日8：30～17：00
＜交通＞※○数字は系統番号
・ JR新潟駅万代口バスターミナル No. 8 乗り場よりバスで約30分。
「(S30) 水島町線<水島町経由>美咲合同庁舎ゆき」乗車、
「美咲合同庁舎」バス停下車。
・ JR新潟駅南口 No. 4 乗り場よりバスで約30分。
「(C13) 県庁線<笹出線・県庁経由>美咲合同庁舎ゆき」乗車、
「美咲合同庁舎」バス停下車。
- インターネットによる相談受付：毎日 24時間受付
URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAXによる相談受付：毎日 24時間受付
025-282-1124



まぐみみ新潟



総務省行政相談センター

総務省 新潟行政評価事務所

〒950-8628

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階

電話：025-282-1112（代表）

FAX：025-282-1124

ご注意

- ◆ 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年7月12日時点の情報で作成しております。今回の地震で大きな揺れ（震度5弱以上）を観測した市町にお住まいの方の今後の生活支援に役立てていただくことを主な目的として作成したものです。

最新の情報は、新潟行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【最新のお知らせ】〈山形県沖を震源とする地震「被災者の皆様への生活支援」(第6版)〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/nigata.html>

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 応急危険度判定 (P. 5)
- 3 災害ごみについて (P. 5)



お金のこと

- 4 被災者の生活再建支援 (P. 6)
- 5 村上市被災住宅
リフォーム事業補助金 (P. 6)
- 6 地震による漏水の減免 (P. 7)
- 7 災害弔慰金等の支給 (P. 7)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 8)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 8)
- 11 住宅ローンの返済 (P. 9)
- 12 用途に定めのない資金の融資 (P. 9)



役所の手続きのこと

- 13 国税の特別措置 (P. 10)
- 14 県税の特別措置 (P. 11)
- 15 市町村税の特別措置 (P. 12)
- 16 医療・福祉関連の特例措置 (P. 12)
- 17 学校等に関する特例措置 (P. 13)
- 18 農林水産関連の特例措置 (P. 13)
- 19 使用料・手数料等に関する
特例措置 (P. 14)
- 20 公共料金の減免措置等 (P. 14)
- 21 年金手帳などを紛失した場合、国民年
金等の保険料が払えない場合 (P. 16)
- 22 登記済証(権利証)、登記識別情報
を紛失した場合 (P. 17)
- 23 運転免許証を紛失した場合 (P. 18)
- 24 自動車に被害を受けた場合 (P. 19)



民間の手続きのこと

- 25 地震保険 (P. 20)
- 26 生命保険の契約内容 (P. 20)
- 27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合
(P. 21)
- 28 法律相談等の窓口 (P. 21)



医療・健康のこと

- 29 こころの悩みや健康に関する相談
(P. 22)



事業者の方へ

- 30 中小企業者を対象とした相談窓口
(P. 23)



そのほかの情報

- 31 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 32 災害ボランティア (P. 24)
- 33 太陽光発電システムに関する
留意点・相談窓口 (P. 25)
- 34 行政相談所の開設 (P. 26)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書（注）」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

（注）市町村によっては、「被災証明書」などの名称で交付している場合があります。

- ◆ 村上市の「り災証明書」の交付については、山北地区を対象とした集中交付は6月30日（日曜日）をもちまして終了し、7月1日（月曜日）以降は下記のとおりとなります。

なお、交付には「り災証明申請書」、「調査済証（紛失した場合でも受付可能。）」、「来られた方の本人確認書類」、「家族以外の代理人は委任状」、「修繕済みの場合は被災状況が分かる写真」が必要になります。

また、証明書の交付にはおおむね15分程度かかります。

- ◆ 「り災証明書」の交付には住宅の被害状況調査（外観調査）が必要となりますので、住宅が被災された方で調査を希望する場合は、7月26日（金曜日）まで村上市役所税務課資産税課にお申し込みください。
- ◆ 「り災証明書」の交付についての問い合わせ先は以下のとおりです。

市町村	受付の状況	問い合わせ先
村上市	税務課資産税課	0254-53-2111 (内線 2161、2163)
〃 山北支所	地域振興課市民生活室	0254-77-3112(代表)

（注） 震度5弱以上の市町を中心に記載しています。住宅提供状況が不明の市町村につきましては、今後、情報が確認できましたら、追記してまいります。



お金のこと

4 被災者の生活再建支援

- ◆ 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することによりその生活の再建を支援するものです。支援金の支給には、支給を受けようとする世帯主の申請が必要です。（申請書類の作成にあたりましては、市町村の担当窓口にご相談ください。）

市町村	申請窓口等
村上市	問合せ先：税務課、福祉課、環境課、総務課 （電話0254-53-2111（代表））

※ホームページ等で申請窓口等が紹介されている市町村について記載しています。

- ◆ 新潟県産材の家づくり支援事業（建築主向け）
県内に居住のための県産材住宅を新築・リフォームする建築主に対して、県産材利用量に応じて補助を行います。募集期間は平成31年4月1日から令和2年2月28日まで（予算額に達した時点で終了。）
詳しくは、新潟県林政課木材振興係（電話025-280-5324）にお問い合わせください。

5 村上市被災住宅リフォーム事業補助金

- ◆ 被災した住宅の屋根瓦の修復を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
- ◆ 補助対象家屋：り災証明書のり災程度区分が一部損壊以上の家屋
補助対象工事：25万円以上（消費税含む）の屋根瓦の修復工事
補助対象者：被災住宅の所有者等
受付期間：7月16日（火）～9月17日（火）（土日祝日除く）
午前9時～正午、午後1時～5時
受付場所：村上市地域経済振興課、山北支所産業建設課



- ◆ 詳しくは、村上市地域経済振興課経済振興室（電話0254-53-2111）にお問い合わせください。

6 地震による漏水の減免

- ◆ 6月18日に発生した山形県沖地震に起因する漏水であり、地震発生から令和元年8月31日までに修繕が完了したものについて、水道料金の一部が減免される場合があります。
ほかに、地震以外の漏水についても減免となる場合があります。
詳しくは、村上市水道局管理業務室（電話0254-66-6190）にご相談ください。

7 災害弔慰金等の支給

- ◆ 村上市の災害弔慰金については以下のとおりです。
 - ◆ 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象）により亡くなられた方のご遺族に、弔慰金をお支払します。
 - ◆ 対象となる災害
 1. 村上市において住居が5世帯以上滅失した災害
 2. 新潟県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 3. 新潟県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
 5. 新潟県災害救助条例が適用された災害
 - ◆ 対象者
被害を受けた当時、村上市内に住所を有した者
 - ◆ 詳しくは、村上市総務課危機管理室（Tel:0254-53-2111）にお問い合わせください。
- ※ホームページ等で申請窓口等が紹介されている市町村について記載しています。



お金のこと

8 災害援護資金の貸付

- ◆ 自然災害により家財等に被害があった場合、生活建て直しの資金として、災害援護資金の貸付を行います。貸付には、貸付を受けようとする世帯主の申請が必要です。（申請書類の作成にあたりましては、市町村の担当窓口にご相談ください。）
- ◆ 詳しくは、県防災企画課（電話025-282-1604）又は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

9 生活福祉資金の貸付

- ◆ 「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。
- ◆ 貸付相談から返済が完了するまで市区町村社会福祉協議会と地域の民生委員が支援します。
- ◆ お問い合わせ、ご相談・申込はお住まいの市区町村社会福祉協議会へお願いします。

新潟県社会福祉協議会生活支援係 025-281-5522

10 住宅の建設、補修等の融資

【災害復興住宅融資】

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。

【お問い合わせ先】

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター

災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）：

0120-086-353（通話料無料）

電話相談は土曜日および日曜日にも実施します。

（受付時間：9:00～17:00、祝日及び年末年始を除きます。）

- ・新潟県建築住宅課街なみ推進係：025-280-5442



【母子寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金）】

- ◆ 被災した家屋の補修・購入等又は住宅の移転に必要な資金を融資します。
詳しくは、新潟県児童家庭課家庭福祉課（電話025-280-5216）又は、お住まいの地域の県地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。

1 1 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の合意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109又は、03-5252-3772、受付時間 平日 9:00～17:00）。

1 2 使途に定めのない資金の融資

- ◆ 母子家庭となって7年未満の母に母子寡婦福祉資金（生活資金）の貸し付けがあります。
詳しくは、新潟県児童家庭課家庭福祉係（電話025-280-5216）又は、お住まいの地域の県地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。
- ◆ 中小企業にお勤めの方で、次の全てに該当する方に災害による傷病の治療、住宅・家財の新築、購入、補修、災害の復旧資金を貸し付けます。
 - ・ 同一事業所に1年以上勤務し、かつ引き続き勤務しようとする方
 - ・ 県内に住所を有する満20歳以上の方
 - ・ 保証機関の保証が受けられる方詳しくは、新潟県労政雇用課企画調整係（電話025-280-5260）又は、新潟県労働金庫県内全支店にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

1 3 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号（代表）	管轄区域
糸魚川税務署	025-552-0381	糸魚川市
小千谷税務署	0258-83-2090	長岡市(旧川口町)、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町
柏崎税務署	0257-22-2131	柏崎市、刈羽村
佐渡税務署	0259-74-3276	佐渡市
三条税務署	0256-32-6211	三条市、加茂市、見附市、田上町
新発田税務署	0254-22-3161	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
高田税務署	025-523-4171	上越市、妙高市
十日町税務署	025-752-3181	十日町市、津南町
長岡税務署	0258-35-2070	長岡市(旧川口町を除く)、出雲崎町
新潟税務署	025-229-2151	新潟市のうち北区・東区・中央区・江南区・南区・西区



新津税務署	0250-22-2151	新潟市のうち秋葉区、五泉市、阿賀町
巻税務署	0256-72-2355	新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村
村上税務署	0254-53-3141	村上市、関川村、粟島浦村

1 4 県税に関する特例措置

- ◆ 各特例措置は、原則として本人による申し出や各種書類の提出を要することがほとんどです。詳しくはお問い合わせ先へご確認ください。

特例措置	概要	お問い合わせ先	連絡先電話番号
県税の申告・納税等の期限の延長	災害により期限までに申告・納税等ができない場合	新発田地域振興局 県税部課税課	0254-22-5106
不動産取得税の特例(被災代替家屋の取得に係る特例)	被災した建物等の価格に応じて不動産取得税が減免		
不動産取得税の減免	家屋を取得した直後に被災した場合		
個人事業税の減免	事業用の資産又は、住宅等の損害が著しい場合	新発田地域振興局 県税部課税課	0254-26-9024
個人事業税の被災事業用資産の損失の繰越控除	事業用資産の損失を受けた場合		
法人事業税の中間申告納付の省略	申告期限の延長により、中間申告書の提出が不要となる場合あり		
狩猟税の減免	住宅・家財の損害額が住宅等の価格の10分の3以上の場合		
県税に関する納税の猶予	被災等の状況により納税が困難となった場合	新発田地域振興局 県税部村上収税課	0254-52-7922
自動車取得税の減免	自動車を取得した1か月以内に災害を受け使用できなくなった場合	新潟県税務課	025-280-5051



役所の手続きのこと

自動車税の減免	災害により損害を受けた自動車の修繕費が自動車税額の4倍を超える場合	新発田地域振興局 県税部村上収税課	0254-52-7922
自動車税の減額・還付手続きの簡素化	災害により自動車が使用できなくなったとき		
個人県民税の減免	被災により必要と認められる場合	※左記の特例措置については、個人県民税の賦課徴収が市町村において市町村民税の賦課徴収と併せて行われているため、お住まいの市町村へお問い合わせください。	
個人県民税の雑損控除	住宅や家財等について雑損控除が受けられる場合あり		

15 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

16 医療・福祉関連の特例措置

特例措置	概要	お問い合わせ先	連絡先電話番号
児童福祉施設への入所に係る徴収金の減免	被災により住宅・家財等に損害を受けた場合	新潟県児童家庭課 新潟県障害福祉課	025-280-5926 025-280-5918
介護保険料の猶予・減免	市町村の規定により猶予又は減免	新潟県高齢福祉保健課	025-280-5195
介護保険サービスに係る利用者負担額の猶予・減免	市町村の規定により猶予又は減免		



17 学校等に関する特例措置

特例措置	概要	お問い合わせ先	連絡先電話番号
高校奨学金の緊急貸与奨学生の募集	地震により被災し保護者の所得が基準額を下回る世帯	新潟県教育庁 高等学校教育課	025-280-5638

18 農林水産関連の特例措置

特例措置	概要	お問い合わせ先	連絡先電話番号
農業改良資金（平成22年9月30日以前に貸付決定したもの）	1年以内の償還猶予が可能	新潟県 経営普及課	025-280-5301
農業改良資金（平成22年10月1日以降に貸付決定したもの）	償還期間の延長等、返済条件の緩和		
就農支援資金（融資機関からの貸付による施設等資金）	1年以内の償還猶予が可能		
就農支援資金（青年農業者等育成センターからの貸付によるもの）	償還猶予等		
農業近代化資金の貸付条変更	償還期限の延長等		
漁業近代化資金の貸付条件変更	償還期限の延長等		
沿岸漁業改善資金の貸付条件変更	1年以内の償還猶予が可能		
農林水産業振興資金の貸付条件変更	償還期限の延長等		



役所の手続きのこと

農業経営負担軽減支援資金の貸付条件変更	償還期限の延長等	新潟県 経営普及課	025-280-5301
日本政策金融公庫資金に関する猶予等	償還猶予等		
新規参入者経営安定資金の貸付条件変更	償還期限の延長等		
林業・木材産業改善資金の貸付条件変更	1年以内の償還猶予が可能		
木材産業等高度化推進資金に関する猶予等	償還猶予等	新潟県林政課	025-280-5326

19 使用料・手数料等に関する特例措置

特例措置	特例区分	お問い合わせ先	連絡先電話番号
建築確認申請手数料等の減免（県実施分）	減免	新潟県建築住宅課	025-280-5441
建築確認申請手数料等の減免（（株）新潟建築確認検査機構実施分）	減免	（株）新潟建築確認検査機構	025-283-2112

20 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減などの特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。



◆ 電気（東北電力）

停電・緊急時のお問い合わせは、コールセンター（0120-175-366）で24時間受付しています。

・最寄りの営業所管轄区域

営業所名、所在地	管轄区域
○新発田営業所 新発田市新栄町3-1-34	新潟市北区、江南区（沢海の一部、阿賀野1・2丁目）、新発田市、村上市（伊呉野、雷を除く）、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町（綱木）、岩船郡関川村
○長岡営業所 長岡市城内町3-1	長岡市（新潟県央営業所の管轄区域を除く）、柏崎市（高柳町石黒〔居谷〕）、小千谷市、十日町市、見附市（津倉巻を除く）、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村（黒川、油田）、福島県南会津郡松枝岐村（燧ヶ岳〔赤岩平〕の一部）
○柏崎営業所 柏崎市東本町2-3-20	柏崎市（高柳町石黒〔居谷〕を除く）、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村（黒川、油田を除く）

◆ ガス

供給地域	事業所名	電話番号
村上市	新発田ガス株式会社	0254-22-4181
長岡市	北陸ガス株式会社長岡支社	0258-33-3200
	見附市ガス上下水道局	0258-62-1700
柏崎市	北陸ガス株式会社柏崎支社	0257-23-9001

◆ 電話

NTT 東日本	電話サービス に関するお問 い合わせ	固定電話 : 116 携帯電話、PHS : 0120-116-000
NTT ドコモ	総合案内	受付時間 : 9:00~20:00 年中無休 ドコモ携帯電話から : (局番なし) 151 一般電話などから : 0120-800-000



役所の手続きのこと

a u	総合案内	受付時間：9:00～20:00 a u 携帯電話から：（局番なし）157 一般電話などから：0077-7-111
ソフトバンク	総合案内	ソフトバンク携帯電話から：（局番なし）157 一般電話などから：0800-919-0157

21 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8:30～17:15]にお問い合わせすることもできます。

名 称 電 話 番 号 (お客様相談室)	管轄区域		
	厚生年金	国民年金	船員保険
新潟西年金事務所 025-225-3008	新潟市・五泉市・佐渡市 ・阿賀町	中央区・西区・西蒲 区・佐渡市	新潟県
新潟東年金事務所 025-283-1013	—	北区・東区・江南区 ・秋葉区・南区・五 泉市・東蒲原郡	—
長岡年金事務所 0258-88-0006	長岡市・小千谷市・魚沼 市・三島郡	同左	—
上越年金事務所 025-524-4115	上越市・糸魚川市・妙高 市	同左	—
柏崎年金事務所 0257-38-0568	柏崎市・刈羽郡	同左	—
三条年金事務所 0256-32-2820	三条市・加茂市・見附市 ・燕市・西蒲原郡・南蒲 原郡	同左	—



新発田年金事務所 0254-23-2128	新発田市・村上市・阿賀野市・胎内市・北蒲原郡・岩船郡	同左	—
六日町年金事務所 025-716-0802	南魚沼市・十日町市・南魚沼郡・中魚沼郡	同左	—

2 2 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
新潟地方法務局	025-222-1561	新潟市 東区・中央区・江南区・西区・西蒲区・北区のうち新発田支局の管轄（旧豊栄市）を除く地域
長岡支局	0258-33-5511	長岡市、小千谷市、見附市
三条支局	0256-33-1375	三条市、加茂市、燕市、西蒲原郡（弥彦村）、南蒲原郡（田上町）
柏崎支局	0257-23-5226	柏崎市、三島郡（出雲崎町）、刈羽郡（刈羽村）
新発田支局	0254-24-7101	新潟市 北区のうち旧豊栄市地域 【あ行】朝日町1～4丁目、彩野1～4丁目、石動1・2丁目、内島見、内沼、浦木、浦ノ入、大久保、大瀬柳、太田、大月、大迎、岡新田 【か行】笠柳、かぶとやま1・2丁目、上大月、上土地亀、上堀田、嘉山、嘉山1～6丁目、川西1～4丁目、木崎、葛塚



役所の手続きのこと

新発田支局	0254-24-7101	【さ行】笹山，笹山東，里飯野，下大谷内，下土地亀，下早通，十二，新鼻，須戸，須戸1～5丁目，すみれ野4丁目 【た行】太子堂，高森，高森新田，東栄町1～3丁目，樋ノ入，鳥屋 【な行】長戸，長戸呂，長戸呂新田，長場，新井郷 【は行】灰塚、白新町1～4丁目、浜裏、早通，早通北1～6丁目，早通南1～5丁目，平林，仏伝，北陽1・2丁目 【ま行】前新田，美里1・2丁目，三ツ森川原，三ツ屋，村新田，森下 【や行】柳原1～7丁目，山飯野，横井，横土居新発田市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町）
新津支局	0250-22-0501	新潟市 秋葉区・南区、 五泉市、阿賀野市、東蒲原郡（阿賀町）
十日町支局	025-752-2575	十日町市、中魚沼郡（津南町）
村上支局	0254-53-2390	村上市、岩船郡（関川村，粟島浦村）
糸魚川支局	025-552-0356	糸魚川市
上越支局	025-525-4181	上越市、妙高市
佐渡支局	0259-74-3787	佐渡市
南魚沼支局	025-772-2164	魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡（湯沢町）

23 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。
詳しくは、新潟県運転免許センター（025-256-1212）にお問い合わせください。



2 4 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 自然災害により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車の永久抹消登録等の届出の手続きを行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問合せください。

新潟運輸支局（新潟ナンバー）	050-5540-2040
長岡自動車検査登録事務所	050-5540-2041
軽自動車検査協会新潟主管事務所	050-3816-1850
軽自動車検査協会新潟主管事務所長岡支所	050-3816-1851



民間の手続きのこと

25 地震保険

- ◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・そんぽADRセンター 受付時間：平日 9:15～17:00
ナビダイヤル：0570-022-808（IP電話からは03-4332-5241）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手がかりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害等損保契約照会センター 受付時間：平日 9:15～17:00
フリーダイヤル：0120-501331
ナビダイヤル：0570-001830（IP電話からは03-6836-1003）

26 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋の流失・焼失等により生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731 受付時間：平日 9:00～17:00
 - ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
受付時間：平日 9:00～21:00
土・日・休日 9:00～17:00、1/1～1/3 除く



27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証券や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょ銀行
 - ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420
 - 受付時間：平日8:30～21:00、土・日・休日9:00～17:00
 - カード紛失センター フリーダイヤル 0120-794-889
 - 受付時間：年中無休：24時間受付
 - ・かんぽ生命保険
 - 簡易保険カードの紛失 フリーダイヤル 0120-794-055
 - 受付時間：平日8:30～21:00

28 法律相談等の窓口

- ◆ 新潟県弁護士会では、相談予約を受け付けています。
 - 電話 025-222-5533 受付時間：平日9:00～17:00
- ◆ 新潟県司法書士会では、無料相談を実施しています。
 - 電話相談窓口：司法書士総合相談センター 電話 025-240-7867
 - 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00
 - 面談相談窓口：新潟県司法書士会 電話 025-244-5121（要予約）
 - 日時：毎週水曜日 13:30～16:00

事業者の方へ



30 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受け、今後の資金繰りの悪化が懸念される中小企業者、小規模事業者に対して、県では、「中小企業金融相談窓口」において資金相談を受け付けています。

なお、県制度融資において、セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）等の利用が可能です。

中小企業金融相談窓口（常設）

創業・経営支援課内専用電話：025-285-6887（平日8:30～17:30）



そのほかの情報

3 1 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障がい児・者及びご家族の方を対象に対して相談、支援を行っています。詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	受付時間
新潟県発達障がい者支援センター	025-266-7033	平日 8:30~17:15
新潟市発達障がい支援センター	025-234-5340	平日 8:30~17:30 土曜 9:00~15:00

3 2 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアセンターは設置しない。
- ◆ 問い合わせ先 村上市社会福祉協議会 0254-62-7757



3 3 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）



3 4 行政相談所の開設

- ◆ 行政相談は、国民の皆様から行政に対する苦情・意見・要望を受け、その解決を図ろうとするものです。県内各市町村にお住いの125名の行政相談委員（※総務大臣委嘱のボランティアです。）が県内各市町村で受付を行っております。（秘密は厳守）
- ◆ 7月に開催される相談所は以下のとおりです。

市町村	定例相談所会場	開催日時
村上市神林地区	神林支所	16日 10時～12時
長岡市越路地区	越路支所 1階 101号室	22日 9時～11時

- ◆ 8月に開催される相談所は以下のとおりです。

市町村	定例相談所会場	開催日時	
村上市 荒川地区	荒川支所 3階 第3委員会室	21日 10時～12時	
〃 朝日地区	朝日支所 相談室	8日 10時～12時	
阿賀町	阿賀町総合福祉保健センター 「やまぶきの里」相談室	5日 10時～12時	
長岡市	アオーレ長岡東棟 1階 なんでも相談室	5日 13時～16時	
		19日 13時～16時	
	越路地区	越路支所 1階 101号室	21日 9時～11時
	三島地区	三島支所	6日 9時～12時
	山古志地区	山古志地域福祉センター なごみ苑 2階 研修室	14日 13時～15時
	小国地区	おぐにコミュニティセンター 3階 第1会議室	5日 10時～12時
	栃尾地区	栃尾支所 2階 相談室	27日 10時～12時
	与板地区	与板支所 男子厚生室	13日 13時30分～ 15時30分
	川口地区	川口地域福祉センター 末広荘	1日 9時～12時